

# 【矢吹町】 使用料・手数料の設定における基本方針

(平成 18 年 4 月 27 日策定)

(令和 7 年 6 月 5 日改定)

## 第 1. はじめに

矢吹町が提供する様々な公共サービスのうち、地方自治法第 225 条及び第 227 条の規定に基づき利用者（受益者）から徴収する使用料・手数料は、そのサービスを利用する特定の方が利益を受けるものであるという前提から、その受益の範囲内で公共サービスの対価として徴収するものです。

したがって、使用料・手数料の設定については、サービスを利用する方と利用しない方の均衡を考慮し、行政としての関与の必要性を明確にし、負担の公平性を確保しなければなりません。

一方、サービス提供を行う行政においても、効率的な施設運営並びに事務推進による利用者負担の軽減を図り、利用者の理解が得られる料金設定への努力を行う必要があります。

このことから、使用料・手数料については、受益と負担の公平性を確保するという観点（受益者負担の原則）に立ち、『使用料・手数料の設定における基本方針』（以下「基本方針」という。）を策定し、使用料・手数料を定期的に見直すこととします。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号） ※一部抜粋

（使用料）

第 225 条

普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（手数料）

第 227 条

普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

（行政財産の管理及び処分）

第 238 条の 4 第 7 項

行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

## 第2. 使用料・手数料の設定における基本的な考え方

使用料及び手数料の設定は、次の事項を基本として行います。

- ①料金設定にあたり、原価算定方式によるフルコスト算定を行う
- ②行政負担と受益者負担の負担割合を明確にする
- ③住民負担の急激な上昇を防ぐための方策を講じる
- ④減免対象範囲の標準化・適正化を行う
- ⑤定期的な料金見直しを実施する

## 第3. 算定の対象について

### (1) 使用料算定の対象

本基本方針を用いて算定をする使用料は、地方自治法第 225 条の規定による使用料とします。

なお、現在は無料利用を前提としている施設においても、受益者負担の原則を適用することがふさわしい場合は、有料化を検討します。

### (2) 手数料算定の対象

本基本方針を用いて算定をする手数料は、地方自治法第 227 条の規定による手数料とします。

なお、現在は手数料を徴収していないサービスにおいても、受益者負担の原則を適用することがふさわしい場合は、有料化を検討します。

### (3) 使用料及び手数料算定基準の対象外

矢吹町独自の料金設定が困難なもの及び地方公営企業法の適用対象となる事業に係る使用料等（下記の表参照）は、本基本方針による算定基準の対象外とします。

ただし、関係法令や独自の算定基準に変更があった場合等は見直しを検討します。

#### 【対象外使用料】

該当使用料	適用除外理由
道路占用料、幼稚園保育料、町営・災害公営住宅使用料 他	法令の規定及び通達等による算定方法に準ずるため。
水道使用料、公共下水道使用料、農業集落排水使用料 他	独立採算の原則に基づき、算定を行うため。
火葬場使用料、墓地使用料、行政財産使用料、定住化促進住宅使用料、町営駐車場使用料 他	独自の算定を行うため。

【対象外手数料】

該当手数料	適用除外理由
戸籍関係、自動車の臨時運行の許可の申請に対する審査手数料 他	標準額を定める政令等による算定方法に準じるため。
屋外広告物申請手数料、畜犬登録手数料、鳥獣飼養許可等交付手数料 他	国、県の法令に準じて算定を行うため。

## 第4. 使用料・手数料の「原価計算」について

### 1. 使用料の「原価計算」

#### (1) 使用料の算定方法

使用料は、原則として次の計算式により算定します。

$$\text{使用料} = \text{使用料原価（人件費＋物件費）} \times \text{受益者負担割合}$$

#### (2) 使用料原価について

サービスの提供に必要な経費のうち、受益者に負担を求める対象とする経費の積み上げにより算定します。

##### ア. 使用料原価に含める経費

分類	対象科目	内 容
人件費	給料 報酬 共済費 職員手当等	給与年額×人員数×事務配分率
		※給与年額については、地方交付税の積算資料となる「職員給与の積算に用いる統一単価」を適用する。
物件費	需用費	消耗品費 事務・維持管理に係るもの
		燃料費 施設運営に係るもの
		印刷製本費 事務・施設運営に係るもの
		光熱水費 事務・施設運営に係るもの
	役務費	通信運搬費 事務・施設運営に係るもの
		手数料 施設・備品維持に係るもの
		保険料 事務・維持管理に係るもの
	委託料	清掃、警備、保守点検業務など
	維持補修費	修繕料、工事請負費から支出したもので、施設の維持補修にかかる経費 ※資産（資本的支出）として減価償却費を行う経費は除く。
	使用料及び賃借料	土地借地料、パソコン等のリース料（グループウェアパソコン等を除く）など
指定管理業務経費	指定管理者が行う管理運営に要する経費 ※自主事業等に係る経費は除く	

分類	対象科目	内 容
物件費	減価償却費	①建物の減価償却費（例：建物の耐震補強工事、外構物設置工事など） ②備品等の減価償却費（例：取得価額が10万円以上または耐用年数が1年以上の物品など） ※統一的な基準による地方公会計に基づく固定資産台帳に基づき計上する。 ※減価償却の方法は定額法とする。 （減価償却費＝取得価格×償却率） ※当該年度分を対象とする。
	その他	報償費、負担金 等

イ．使用料原価に含めない経費

項 目	備 考
土地の取得に要した経費	年数の経過により価値が減少するものではなく、町の資産として残るため。
臨時的に要した経費	災害等の特殊事情により一時的・臨時的に要した費用など。
受益者が特定されている費用	イベントに要した費用や研修のテキスト代などに係る費用など。

ウ．使用料原価から控除する経費

項 目	内 容
建設補助金	建物などの償却資産の取得、改良に伴う補助金 ※補助額に見合うものとして、取得価額の一律 50%とする。
その他収入	電気代の実費収入、維持管理に充てることができる収入（ネーミングライツ） 等

(3) 使用料原価算定方法

施設を使用する受益者に負担していただく使用料単価は、次のとおり算定します。

ア．面積の使用料原価から1室の使用料を算定するもの

例) 会議室、公民館の利用など

$$\begin{aligned}
 & 1 \text{ m}^2 \text{あたり 1 時間の使用料原価} \\
 & = (\text{人件費} + \text{物件費}) \div \text{総面積} \div \text{年間使用可能時間} \\
 & \quad \times \text{貸出面積} \times \text{貸出時間}
 \end{aligned}$$

イ. 1人あたりの使用料単価を算出するもの

例) あゆり温泉、温水プールの利用など

$$\begin{aligned} & \text{1人あたりの使用料原価} \\ & = (\text{人件費} + \text{物件費}) \div \text{年間目標利用者数} \end{aligned}$$

なお、上記の計算は標準的な単価の算出方法とし、利用者や各施設の状況を踏まえた調整を行うことができるものとします。

(4) その他

上記の方法により費用算定を行うことが適切でない使用料については、適正な方法により原価計算を行います。

## 2. 受益者負担割合について

対象となる施設が『日常的に不可欠か、選択的なものか（必需的・選択的）』、『民間によるサービス提供が可能か（非市場性・市場性）』といった基準により、受益者と町（公費）の負担割合を定めます。

(1) 必需性による分類

性質	選択的	必需的
内容	生活や余暇をより快適で潤いのあるものとし、特定住民に利益を供するサービス	日常生活を過ごすうえで、ほとんどの住民が必要とするサービス
必需性	低	高



(2) 必需性の3区分

区分	内容
高い	町民全体の必需施設であり、日常生活を営むうえで必要かつ公共性が高い施設
中程度	一定の公共性があり、特定の利用者に利便を図る施設
低い	日常生活を便利で快適なものにするため、個人の価値観等による選択的な利用や、趣味の場などに利用する施設

(3) 市場性による分類

性質	非市場的	市場的
内容	市場（民間）では提供されにくく、主として行政が提供するサービス	市場（民間）でも供給されており、行政と民間とが競合するサービス
市場性	低	高

(4) 市場性の3区分

区分	内容
高い	民間事業者が同等のサービスを提供しているもの
中程度	民間事業者によるサービスの提供が期待できるもの
低い	民間事業者においてサービスの提供が困難なもの

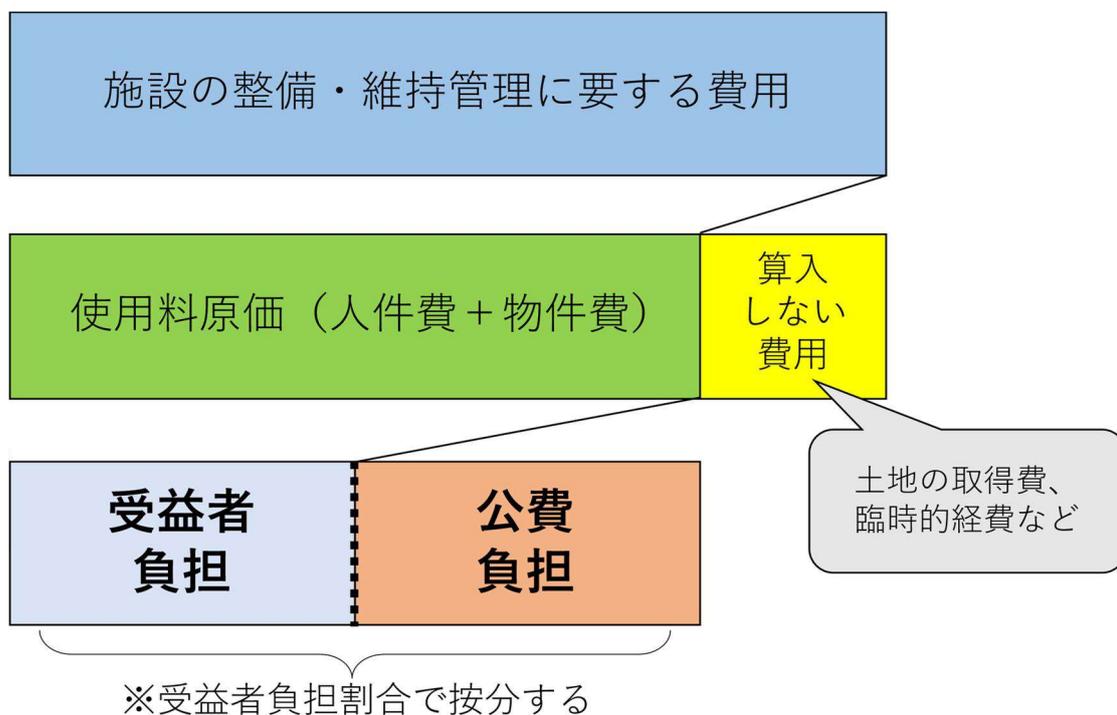
(5) 公費負担と受益者負担の割合

公費負担と受益者負担の割合については、複雑化を避け、簡易な制度とするため、必需性・市場性に応じて負担の割合を下記9領域（5区分）のいずれかに分類し、これにより難しい場合は負担率を適宜調整します。

		低	必需性	高
市場性	低	A 受益者負担 50%	B 受益者負担 25%	C 受益者負担 0%
	中程度	D 受益者負担 75%	E 受益者負担 50%	F 受益者負担 25%
	高	G 受益者負担 100%	H 受益者負担 75%	I 受益者負担 50%

受益者負担の割合	備考
受益者負担 0% (C 区分)	必需性が高く、市場性が低い  必需性・市場性がともに中程度 (同程度の場合も含む)  必需性が低く、市場性が高い
受益者負担 25% (B、F 区分)	
受益者負担 50% (A、E、I 区分)	
受益者負担 75% (D、H 区分)	
受益者負担 100% (G 区分)	

【受益者負担のイメージ】



(6) 目的外利用等の取扱い

施設の設置目的外利用については、受益者負担の割合を 100%として取扱います。

また、町外の団体・個人が使用する場合や入場料を徴収する場合、営利目的で使用する場合などについては、施設ごとに増額の規定を設けることができます。

なお、矢吹町公の施設の利用の特例に関する条例（平成 21 年矢吹町条例第 10 号）により、白河市、西郷村、泉崎村及び中島村に住所を有する者が対象施設を使用する場合は、町民と同様の取扱いとします。

### 3. 手数料について

#### (1) 手数料の算定方法

手数料は、町の事務で特定の方が利益を受けることが明らかであり、その役務の対価として徴収するものであるから、原則、受益者の100%負担とします。

$$\text{手数料} = \text{手数料原価（人件費＋物件費）} \times \text{受益者負担割合（100\%）}$$

#### (2) 手数料原価について

使用料と同様、サービス提供に要する経費の積み上げにより算定します。

#### 【手数料原価に含める経費】

分類	対象科目	内 容
人件費	給料 報酬 共済費 職員手当等	給与年額×人員数  ※給与年額については、地方交付税の積算資料となる「職員給与の積算に用いる統一単価」を適用する。
	需用費	消耗品費 事務・維持管理に係るもの 印刷製本費 事務・施設運営に係るもの
物件費	役務費	通信運搬費 事務・施設運営に係るもの 手数料 事務・施設運営に係るもの
	委託料	事務に係るもの
	使用料及び賃借料	システム使用料、パソコン等のリース料（グループウェアパソコン等を除く）など
	その他	報償費、負担金 等

#### (3) 手数料原価算定方法

手数料の原価算定方法については、1分あたりの人件費に処理時間を掛けたものと、物件費を年間処理件数で除したものを加え、1件当たりの費用を算出します。

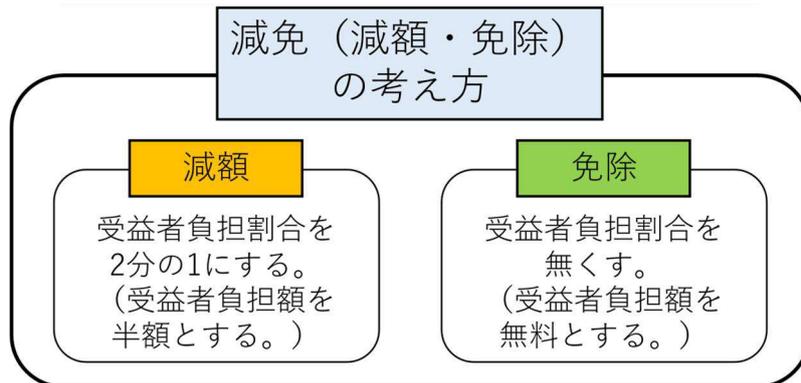
$$\text{手数料原価} = 1 \text{ 分あたりの人件費} \times \text{処理時間} + \text{物件費} \div \text{年間処理件数}$$

## 第5. 減免制度について

### 1. 使用料の減免について

#### (1) 使用料減免の原則

受益者負担の明確化、使用者間の公平性・公正性の観点から、使用料を減額・免除する範囲は、本来の目的・必要性に即し、特定の事由があると認められる場合に限りです。



また、使用料の減額は、受益者負担分と公費（税金）負担分を等分とすることが限度であると考え、原則として使用料の50%相当額（2分の1相当額）とします。

なお、基準をそのまま適用することに無理がある場合は、施設ごとの事情を勘案しながら、基準を大きく逸脱することのない範囲で、施設ごとに規定を設けることができるものとします。

#### (2) 減額の基準

##### ア. 団体への適用基準

- a 町（行政委員会、町が設置する附属機関等を含む）が減額することを定めて後援、協賛する場合
- b 町内の保育機関・教育機関が保育、教育目的で利用する場合
- c 町内の公共的団体が、団体本来の活動目的で利用する場合
- d 町内の小・中学校、高等学校に通う児童・生徒が構成員の半数以上を占める団体が利用する場合
- e 構成員の半数以上が障がい者である団体が利用する場合
- f 町長が特別な事由があると認めた場合

町が行政的な見地から関与し、その運営を支援・助成する団体のほか、行政区、老人クラブ、PTA等、公益的な活動を行う団体に限定して「公共的団体」と位置づけます。ただし、営利的活動を行う団体については適用しません。

## イ. 個人への適用基準

- a 町内の幼児・児童・生徒が利用する場合
- b 障がい者（介助員1人含む）が使用するとき
- c 公的扶助を受けている者及び天災、病気等により負担が困難な者が使用するとき
- d 町長が特別な事由があると認めた場合

## （3）免除の基準

### 団体及び個人への適用基準

- a 町（行政委員会、町が設置する附属機関等を含む）が主催または共催する場合
- b 町内の保育園・幼稚園、小・中学校等が幼児・児童・生徒への保育、教育目的で利用する場合
- c 当該施設の管理運営団体が公共目的で利用する場合
- d 町以外の官公署が行政目的（矢吹町が関与する場合に限る）で利用する場合
- e 町内の各種団体が行政活動の協力目的で施設を利用する場合
- f 町長が特別な事由があると認めた場合

## 2. 手数料の減免について

手数料は、原則、受益者の100%負担としますが、特別な事情がある場合は、個々の事情を勘案しながら、個別に規定を設けて減免することができるものとします。

### （1）減免の基準

- a 国又は地方公共団体が行政目的で申請する場合
- b 法令等の規定により無料で取扱うこととされている場合
- c 公的扶助を受けている者及び天災、病気等により負担が困難な者が使用するとき
- d 町長が特別な事由があると認めた場合

## 3. その他の取扱い

### （1）施設の目的外使用時の減額・免除の適用

使用料の減額・免除の取扱いは、施設の目的外使用時についても目的内利用時と同様に取扱います。

## (2) 減額・免除事務の省略

使用料・手数料を減額・免除する場合、基本的にはその都度の申請に基づき決定する必要がありますが、利用者にとって事務手続きが煩雑になるため、申請の簡素化も検討することとします。

## (3) 資格確認の徹底

使用料・手数料を減額・免除する場合は、身分証明書、各種障害者手帳、団体名簿、行政からの文書等の提示を求めることにより、減額・免除対象者の年齢、障がいの有無、団体の構成人数、団体活動の性格等の確認を徹底することとします。

この場合、基本的には、その都度の申請に基づき確認する必要がありますが、利用者にとって煩雑になるため、1年ごとの資格確認の更新を行うなどの検討をすることとします。

# 第6. 見直しにあたって

## (1) 条例等の改正検討

使用料・手数料の算定の結果、料金の見直しを行う場合は関係条例・規則・要綱等の改正を所管課において行うこととします。

## (2) 見直しの定期的な検討

今後も継続的に適正な受益者負担の確保を図るため、経費削減の取組みとともに、原価や受益者負担の検証等を定期的に行います。

制度改変や急激な物価変動などにより、臨時的に見直しが必要となる場合を除き、5年ごとに見直しの検討を行うことを基本とします。

## (3) 急激な増額に伴う住民負担の緩和

原価計算により算出された数値が理論上の適正対価ですが、急激な使用料・手数料の増額による住民負担を考慮し、改定額の上限は、特別な場合を除き、現行額の概ね1.5倍とします。

ただし、長期間見直しを行っていなかった使用料及び手数料については、例外として扱います。

また、周辺自治体の類似施設より高額となることで、利用率の低下を招く恐れがある場合は、改定額の調整を適宜行います。

(4) 指定管理者制度を適用している施設

指定管理者制度を適用している施設についても、本基本方針に基づき適正な使用料・手数料を算定し、指定管理者を選定する際の仕様等に明示します。

(5) その他の受益者負担

使用料・手数料以外の受益者負担に係る事項は、本基本方針の内容を踏まえ、適切に対応することとします。